

インフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務仕様書

この仕様書は、川場村が実施するインフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務に関して、川場村が事業者(以下「受託者」という。)に対し委託する業務の概要や仕様を明らかにし、具体的な指針を示すものである。

1. 業務名

インフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務仕様書(以下「本業務」という。)

2. 業務目的

本業務は、デジタルに慣れ親しんだ世代に対応したプロモーション強化のため、インフルエンサーを招聘し、YouTube や Instagram 等の SNS により効果的な情報発信を行ってもらうことで、本村のイメージアップと認知度向上につなげ、新たな川場ファンの獲得と県内外からの観光来訪の動機づけを図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和6年3月17日

4. 委託金額

上限額 2,801,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む)

※金額は本業務の内容の実施に係るすべての経費を含む。

5. 委託業務の内容

(1) 基本的な考え方

本業務実施にあたっては、受託者は、民間事業者としての知識・経験・技術力及びコスト意識等を取り入れインフルエンサーの出演交渉、動画の企画立案、動画構成、台本作成、演出、スケジュール調整、撮影、編集、収録、二次利用の権利処理等、動画制作から配信、効果測定、実績報告に至るまでの必要な一切の調整及び許認可等の手続きを行うこと。また、本業務に必要なすべての経費は、本業務の委託料に含むものとし、業務とは直接関係ない経費(会合や飲食費含む)は対象外とすること。

(2) インフルエンサーの選定について

日本国内での情報発信力が高く、下記1～3の条件を満たすインフルエンサーを2名以上選定すること。なお、企画提案時に選定予定のインフルエンサーの具体的な氏名、フォロワー数及びフォロワーの属性等も明示すること。

1. (3) 情報発信の内容についての1. 川場村の冬季観光 PR 及び2. 川場村の特産品 PR の要件にあった、インフルエンサーをそれぞれ1名以上起用すること。
2. SNS のフォロワー数が10万人～100万人程度を有する、ミドルインフルエンサーを起用すること。
3. 日ごろから投稿頻度が高く、本業務に規定するターゲットに対しエンゲージメント率の高いインフルエンサーを起用すること。

(3) 情報発信の内容について

1. 川場村の冬季観光PR

本村の冬季観光コンテンツの認知度向上と需要喚起を促し、本村への冬季の観光来訪の動機づけを図ることを目的として、インフルエンサーを本村へ招聘し、1泊2日以上 of 観光体験を行い、インフルエンサーの SNS アカウントで動画による情報発信を行うこと。

ア 観光体験について

観光体験については、次の①～④を想定しており、動画を通して、首都圏からアクセスがしやすく、冬季も楽しめる観光資源が豊富である本村の特長が分かる内容とすること。選定する観光体験については、インフルエンサーの意見を強く取り入れ、インフルエンサーの個性や感性を重視し、最終的には協議のうえ、決定する。

- ① 川場スキー場での体験に関するもの。
- ② グルメに関するもの。
- ③ 温泉に関するもの。
- ④ その他川場村の観光に関するもの。

イ 動画撮影時期について

動画撮影時期は、川場スキー場オープン後の12月上旬とする。

ウ 動画の公開について

動画の公開は、12月下旬から1月上旬までに行うものとする。インフルエンサーが出演する動画は、利用期間に制限があると想定しているが、動画公開期間は、動画公開から1年間以上とすること。

エ ターゲットについて

20～40代。主に女性を中心とした若年層。

2. 川場村の特産品PR

本村の特産品の認知度向上と需要喚起を促し、食をテーマとした観光来訪の動機づけを図ることを目的とし、インフルエンサーによる本村の特産品の調理、飲食等の撮影を行い、インフルエンサーの SNS アカウントで動画による情報発信を行うこと。

ア 特産品について

特産品については、お米（雪ほたか）、ビール、日本酒、乳製品等の食料品とし、複数の食料品を選定し紹介すること。選定する特産品については、インフルエンサーの意見を強く取り入れ、インフルエンサーの個性や感性を重視し、最終的には協議のうえ、決定する。

イ 動画撮影時期について

動画撮影時期は、11月中旬までに行うものとする。

ウ 動画の公開について

動画の公開は、12月上旬までに行うものとする。インフルエンサーが出演する動画は、利用期間に制限があると想定しているが、動画公開期間は、動画公開から1年間以上とすること。

エ ターゲットについて

20～40代。主に女性を中心とした若年層。

(4) 動画投稿について

1. 動画投稿先について

動画投稿先は、インフルエンサーの SNS アカウントとし、本業務の内容を踏まえ、最も効果的であるソーシャルメディアにて投稿すること。なお、インフルエンサーが、SNS アカウントを複数所有する場合は、可能な限り複数の SNS アカウントにて投稿を行うこと。

2. 動画投稿数について

予算の範囲内において、最も効果的に PR ができる投稿数等を提案すること。

3. 動画の二次利用について

本業務により制作した動画については、本村のホームページ、SNS アカウント (Instagram、YouTube) 及び本村が認める者については、広報・宣伝を目的とした場合、動画公開から 1 年間以上、無償で二次利用できる権利関係に関する調整を行うこと。性質上、利用が困難と認められる場合は、本村と受託者が協議のうえ、利用の可否等を決定する。

4. 動画配信に関する注意事項について

本村及び本業務に関係する団体の信用やブランド価値の損なうような不適切な投稿等を行わないこと。また、動画配信にあたっては、不当景品類及び不当表示防止法を遵守し、本村と選定したインフルエンサーとの関係性の明示を必ず行うなど対策を講じること。

(5) 動画配信の運営目標・効果測定・実績報告について

1. 運営目標

受託者は、本業務における運営目標 (動画再生数、クリック数 (率)、シェア、いいね数、コメント数等) を企画提案時に明示すること。なお、最終的な運営目標は、本村と協議のうえ決定し、受託期間中は、達成に向けて施策を講じること。

2. 効果測定

配信した動画毎に、運営目標に対する結果を集約し検証・分析を行うこと。

3. 実績報告

本業務の実施概要、実績、効果等を含む業務実績報告書を作成し提出すること。また、本業務の結果を踏まえ、今後のインフルエンサーを活用した情報発信運用に関する効果向上提案を行うこと。

(6) 自由提案

委託金額の範囲内において、インフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信にて本村のイメージアップや認知度向上につながる独自の企画などがあれば提案すること。

6. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

7. 成果品

- ・業務実績報告書 紙媒体及び電子媒体 (DVD-ROM等)
- ・作成した動画のデータ等を収めた電子媒体 (DVD-ROM等)

8. 納品場所

川場村役場むらづくり振興課企画観光係

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2 TEL : 0278-52-2111

9. 留意事項

- (1) 本業務は、原則として、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面で報告し、本村の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 受託者の瑕疵担保責任期間は契約満了日から1年とし、成果物に不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (4) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

10. その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

【問合せ先】

川場村役場 むらづくり振興課（企画観光係）

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2

電話番号：0278-52-2111（代表）

FAX：0278-52-2333

メールアドレス：kankou@vill.kawaba.gunma.jp